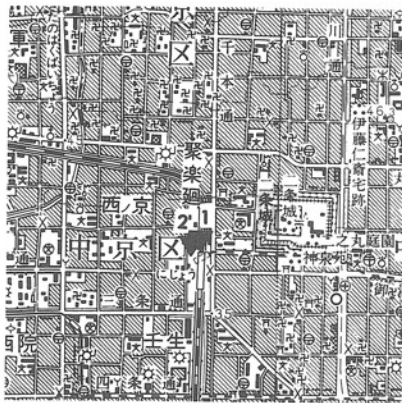


京都・平安京穀倉院跡

- 1 所在地 京都市中京区西ノ京梅尾町・星池町
- 2 調査期間 一 一九九八年(平10) 二月～一九九九年三月
二 一九九九年七月～一〇月
- 3 発掘機関 関西文化財調査会
- 4 調査担当者 吉川義彦
- 5 遺跡の種類 都城跡
- 6 遺跡の年代 九世紀～一九世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
一 一九九八年度の調査



(京都西北部・京都東北部)

平安京朱雀大路及び右京三条一坊二町を含む調査である。右京三条一坊二町は、穀倉院推定地にあたっている。この調査区では朱雀大路の路面・西側溝、穀倉院東築地の西側溝を検出した。木簡は、東築地西側溝の埋土中から、九世紀前半の土

器・轆の羽口・埴塙(取鍋)・木炭片・焼土とともに出土している。

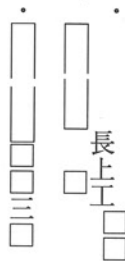
二 一九九八年度の調査

平安京右京三条一坊二町の西側部分の調査である。一の調査地の真西に相当する。九世紀の井戸・土坑、江戸時代の土坑を検出した。木簡は、一八～一九世紀前半の土器・陶磁器を伴う土坑より、合計二点出土した。ここでは、そのうちの主なものを紹介する。また墨書ではないが、「□吉」、方形枠に「□合」の焼印がある木製品も出土している。

8 木簡の釈文・内容

一 一九九八年度の調査

(1)



(141) × (33) × 2 0.81

木簡の年代は、共伴の土器から九世紀前半と推定される。同時に轆の羽口・埴塙・木炭・焼土が出土するので、木簡の「長上工」は铸造に従事した可能性が高い。穀倉院の手工業部門としては京城の「造道橋料」があるが、その成立は寛平四年(八九二)、あるいは貞観一七年(八七五)～延喜一四年(九一四)と推測される(山本信吉「穀倉院の機能と職員」〔『平安王朝』有精堂 一九七六年〕・井山温子「穀倉院の財政機能とその意義」〔『史泉』七四 一九九一年〕)。したがって、

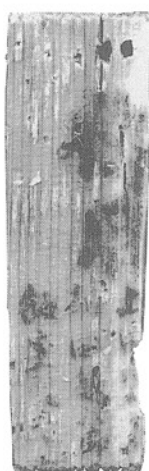
本木簡は造道橋料成立以前のものであり、九世紀前半に、穀倉院の内部で鑄造作業が実施されていたことが窺える。その内容は不明であるが、設備工事や修理作業などを想定しうる。

二 一九九年度の調査

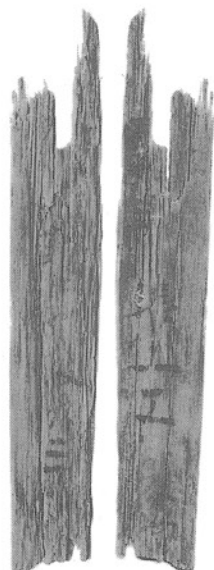
- (1) ・「京都町奉所」
〔行脱カ〕
古屋敷
飯室
御用
上田八郎
〔浜カ〕
121×(35)×6 011
- (2) 「若王子殿御内
中川主水」
130×40×12 011
- (3) ・「
●三十八」
〔墨点〕
・「
●三十八」
〔墨点〕
90×28×7 011
- (4) ・「かいつや
す」
91×92×6 061
- (5) 「此内廿式貫目」
〔衛カ〕
218×33×6 011

- (6) ・「
并木
弥兵衛」
80×30×6 051
- (7) ・「
大井一郎兵衛名代
大野又三郎」
80×30×6 011
- (8) ・「
七拾七」
66×27×7 011
- (9) ・「
蠟毛」
18.3×9×8 011
- (10) ・「
分」
150×45×5 011

(1)の京都町奉行所は東西両奉行所があるが、西町奉行所は現在の
 中京区西ノ京北聖町、東町奉行所は職司町に所在し、ともに調査地
 の東側の間近にあたる。また、西町奉行所の与力・同心屋敷が西町
 奉行所に南隣し（職司町）、さらにその南に東町奉行所の与力・同心
 屋敷があった（南聖町・勸学院町）。東西の町奉行所にそれぞれ与力
 二〇人・同心五〇人が所属する。木簡の人名のうち、飯室という姓
 は、京都西町奉行所与力に確認することができる。しかし、「上」^{〔浜カ〕}
 ほかの姓をもつ与力は、在任していない（『翁草』巻六二）（『日本随筆』



二(1)



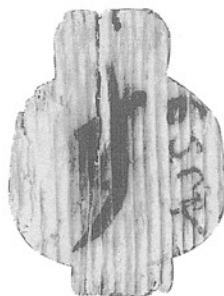
一(1)



二(2)



二(3)



二(4)

(いずれも赤外線画像)

大成』第三期二〇）、『京都覚書』（『日本都市生活史料集成』一、三都編
 I）。したがってこれらの人物は京都西町奉行所与力とは考え難い。
 しかし、「御用」とある下に記されていることから推して、町奉行
 所と何らかの関わりのある者であると思われる。また、これ以外の
 木簡は町奉行所との関連は認められない。
 木簡の解説は宇佐美英機氏、有坂道子氏、西山良平が行なった。
 画像は赤外線スキャナーを使用し、入力は宮原健吾氏に依頼した。